

平成29年第6回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

追加日程第1 発言取消申出書について

日程第 1 選挙管理委員の選挙について

日程第 2 選挙管理委員補充員の選挙について

日程第 3 各常任委員会の審査報告について

日程第 4 議案第40号 氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第 5 議案第41号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第42号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 7 議案第43号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第44号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第45号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第46号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）

日程第11 議案第47号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）

日程第12 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）

日程第13 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）

日程第14 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）

日程第15 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）

日程第16 議案第52号 八代広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第17 同意第 4号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第18 同意第 5号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第19 同意第 6号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

追加日程第1 議案第53号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 発議第 2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

日程第20 議員派遣の件

日程第21 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	11番 片山裕治
12番 上田健一	

4. 欠席議員(1名)

10番 松田達之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 増永光幸
農業振興課長 前田昭雄	農地整備課長 尾村幸俊
建設下水道課長 前崎誠	総務振興課長 稲田和也
商工観光課長 平山早苗	会計管理者 橋本智明
学校教育課長 岩本博美	生涯学習課長 山本昭義
農業委員会事務局長 星田達也	代表監査委員 本田孝志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（上田健一君） 吉川義雄君から、12月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、発言取消申出書についてを議題にすることを決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発言取消申出書について

○議長（上田健一君） 6番、吉川義雄君の提出理由の説明を求めます。

○6番（吉川義雄君） おはようございます。

皆さんのお手元に1枚お配りしておりますが、発言取り消しの申し出をいたしました。以下、その理由を述べたいと思います。

12月7日の会議における私の発言のうち、次の部分の取り消しをしたいので、議会において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出ます。

取り消したい発言。

.....
.....
.....

この文言について、取り消しをお願いしたいと思います。

少し理由を述べさせていただきたいと思います。今回の一般質問で、町長選挙、町議会議員選挙が無投票になりました。それで、その結果について、私は町長にその認識、感想を一般質問で伺いました。そのなかで、今言いました発言をいたしました。会議終了後に複数の議員さんから私の発言に対して「憶測と誤解を生む。発言を取り消してほしい」という申し出がありました。私は、直接本人から何度も聞いていたので今回発言をしたわけではありますが、その人に再度会って確認をいたしました。その人は、「自分の思い込みもあってそう言ったようだけど、よくよく考えてみると、仕事を世話してもらったことと立候補を辞退したことは関係がなかつ

た」ということを言われました。事実と違っていたことがわかり、今回、私の発言を取り消すことにいたしました。関係者に対し、私の慎重さが足りなかった点を深くお詫び申し上げます。

以上の点を踏まえ、ぜひ皆さんの決断をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田健一君） お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、吉川義雄君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

-----○-----

日程第1 選挙管理委員の選挙について

○議長（上田健一君） 日程第1、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、守正信さんを指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、守正信さんを選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田口英輔さん、永田俊雄さん、宮村惇さん、守正信さんが選挙管理委員に当選されました。

-----○-----

日程第2 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（上田健一君） 日程第2、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ

って、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

指名の方法は、議長が指名することと決定しました。

選挙管理委員に、黒田紀男さん、尾田精一さん、中村健一さん、水野浩さんを指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました黒田紀男さん、尾田精一さん、中村健一さん、水野浩さんを選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました黒田紀男さん、尾田精一さん、中村健一さん、水野浩さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

-----○-----

日程第3 各常任委員会の審査報告について

○議長（上田健一君） 日程第3、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、清田一敏君。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算1件、その他2件であります。当委員会は12月8日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第42号、平成29年度一般会計補正予算（第4号）について、委員の「これまでの合併特例債の借入額と借入可能額及び交付税の補填は70%か」という質問に対して、担当課長が「借入額は約31億円、残額は16億円で、充当率は9

5%、交付税の措置は70%です」と答えました。また、「どの事業にも使えるのか、学校施設のエアコン設置にも使えるのか」という質問に対して、担当課長が「新町建設計画に基づく事業です」と答えました。委員の「まちづくり酒屋保存整備事業は何か」という質問に対して、担当課長が「委託設計の追加で、レンガ壁の補修と内装の美装化工事分と合わせて、工期も延長する」と答えました。委員の「職員手当の不足は何か」という質問に対して、担当課長が「平均的な実績額で、不足を見込んだ」と答えました。委員の「バス対策補助金の当初との合計額はいくらかと青パトの助成は何か」という質問に対して、担当課長が「当初の1,500万円と合わせて、1,633万1,000円となる。また、青パトの助成としては、日本財団から地域パトロール隊への助成が決定し、町が不足分を助成する」と答えました。また、委員の「何路線分か」という質問に対して、担当課長が「氷川町4路線の合計の距離となる」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）について質疑しました。委員の「非公募の理由の説明と公募での可能性はないか」という質問に対して、担当課長が「公募も考えられるが、この宮原まちづくり株式会社は、各種団体が出資し、活性化を図るため設立されていて、新たな取り組みも検討が必要である」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、八代広域行政事務組合規約の一部変更については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（上田健一君） しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に続き、会議を開きます。

産業建設厚生常任委員長、片山裕治君。

○産業建設厚生常任委員長（片山裕治君） 産業建設厚生常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、予算4件、その他5件であります。当委員会は12月8日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

議案第40号、氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、委員より「議会最終日12日の議会採決前に行う全員協議会において、わかりやすく、また、規則の概要も詳しく説明するように」と意見がありました。次に、「農地利用最適化交付金として10分の10が国から交付され、能率額の財源に充てるという説明だったが、その内容はどうなっているのか」という質問に対し、「農地の集積及び遊休農地解消に係る農業委員会の実績に伴う成果割と活動日数に伴う活動割があり、交付金の決定が3月にあるので、実際の交付額を農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数で割ったものを支払います」との答えでした。

議案第41号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はありませんでした。

議案第42号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について質疑しました。委員より、15款、民生費、5項、竜北福祉センター費、11節、需用費の387万円の内訳で、電気料257万円、当初予算1,025万円、下水道使用料129万円、当初予算118万円で、使用料が多い理由の質問に対して、担当課長が「電気料金の増加につきましては、浴場給湯設備の改修により、給湯器を灯油型より電気型システムに変更したことによります。次に、下水道使用料金の増加につきましては、給湯設備の保守上、井水が使用できず、上水道使用のため、浴場を使用した場合の下水道使用料金の単価が1立米あたり、井水27円が上水道135円となり、その差額により予算の不足が見込まれるための補正」との答えでした。竜北福祉センター浴室の利用時間の質問に対し、「一般入館者の浴室の利用時間を平成29年10月1日から変更しています。月曜日から土曜日については、午前11時から午後1時まで、午後3時から午後10時まで。日曜日については、午前11時から午後10時までに変更になっています」との答えでした。次に、20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、19節、負担金補助金及び交付金について質疑しました。菊池市環境保全協力金について、委員が「菊池市にも産廃を出したのか」という質問に対して、担当課長が「熊本地震による災害廃棄物を菊池市内にある廃棄物処理場で処分するにあたり、菊池市が周辺環境整備及び熊本地震被災地の早期復旧・復興を図ることを目的として協力金を求めるものです。仮置き場閉鎖後、菊池市にある廃棄物処理場に1,900トンの最終残渣を搬出し、処理しています」と答えました。次に、20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥

処理費、13節、熊本地震損壊家屋解体撤去委託料の減額と、同じく19節、損壊家屋解体撤去済費用補助金について質疑しました。担当課長が「本年8月末に町発注による損壊家屋解体撤去が終了し、解体撤去の委託料が確定したために、予定額の残額を同項目の負担金補助及び交付金へ組み替えたものです」と答えました。同じく損壊家屋解体撤去について、委員より「解体撤去後、一般廃棄物が放置されたままの敷地があるが、どうしているのか」という質問に対し、担当課長が「そういった敷地の所有者と連絡をとりあって、保健所と一緒にになって積極的に敷地内の清掃を促したりしたこともあります。改善が見られない所有者に対しては、今後も継続して指導・監督を実施していきたい」と答えました。委員会の所見としましては、震災の被害に遭われた方々が早く復興ができるよう。いまだにゴミの処分が放置されている場所があります。再度確認後、町もさらに被災者の声を聞き入れていただき、協力して、早急な町内の復興を目指し、安心・安全で住みよいまちづくりのために努力していただきたい。次に、35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、22節、補償補填及び補償金について質疑しました。「立木補償の内容、内訳についての詳細を教えてください」という委員の質問に対して、担当課長が「立木補償の内容、内訳については、町道法道寺1号線道路改良事業92万4,000円、町道東上宮6号線道路改良事業63万円、町道南高野4線ほか道路改良事業116万4,000円。立木補償費の金額、単価については、九州地区用地対策連絡協議会の基準により、樹木の種類・幹高・幹回りで基準の単価があるため、それにより積算。立木補償は生育木であるかについては、道路改良に必要な土地、宅地にある庭木及び風致木」と答えました。次に、35款、土木費、5項、住宅費、5目、住宅管理費、13節、委託料について質疑しました。委員の「有佐駅前団地漏水調査業務委託料は、どのような調査であるのか」という質疑に対して、担当課長が「特定優良賃貸住宅の有佐駅前団地A棟の1階部分4戸について、床下に溜まる不明水の調査業務と対応工法選定を行う業務であります」との答えでした。「上水道の漏水であるのか」「床下に浸透する不明水の調査業務である」との答えでした。

議案第43号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第44号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第45号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第46号、指定管理者の指定について（宮原浄化センター）については、質疑及び意見はありませんでした。

議案第47号、指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）、指定管理者を決定する判断と点数の質問に対して、「選定項目にそった採点表により、それぞれ

の審査員が審査した評点の合計が800点中551点で、点数的にも、団体の名称は変更されますが、構成員は現在のメンバーがそのまま新組織に移行する形で実績もあり、体制的にも問題がないというところが高評価になったと思われる」との答えでした。次に、「体制は整っているか」の質問では、「整っています」との答えでした。

議案第48号、指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）については、質疑及び意見はありませんでした。

議案第49号、指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）、議案第50号、指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）については、質疑及び意見はありませんでした。

質疑は以上で、産業建設厚生常任委員会に付託されました案件は、一部委員よりの指摘及び要望がありましたが、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第40号 氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（上田健一君） 日程第4、議案第40号、氷川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第41号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田健一君） 日程第5、議案第41号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第42号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（上田健一君） 日程第6、議案第42号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 全員起立です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第43号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田健一君） 日程第7、議案第43号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第44号 平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（上田健一君） 日程第8、議案第44号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第45号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田健一君） 日程第9、議案第45号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第46号 指定管理者の指定について（宮原浄化センター）

○議長（上田健一君） 日程第10、議案第46号、指定管理者の指定について（宮原浄化センター）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第47号 指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）

○議長（上田健一君） 日程第11、議案第47号、指定管理者の指定について（氷川町立神峡公園）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第48号 指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）

○議長（上田健一君） 日程第12、議案第48号、指定管理者の指定について（氷川町竜北物産館）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第49号 指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）

○議長（上田健一君） 日程第13、議案第49号、指定管理者の指定について（氷川町農産加工研修センター）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第50号 指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）

○議長（上田健一君） 日程第14、議案第50号、指定管理者の指定について（氷川町福祉センター等）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 全員起立です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第51号 指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）

○議長（上田健一君） 日程第15、議案第51号、指定管理者の指定について（氷川町まちづくり酒屋）を議題とします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 5 2 号 八代広域行政事務組合規約の一部変更について

○議長（上田健一君） 日程第 16、議案第 5 2 号、八代広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第 5 2 号について、討論を行います。これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 5 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第 5 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 同意第 4 号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

○議長（上田健一君） 日程第 17、同意第 4 号、氷川町固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

同意第 4 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 4 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 同意第 5 号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

○議長（上田健一君） 日程第 18、同意第 5 号、氷川町固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

同意第 5 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第6号 氷川町固定資産評価委員会委員の選任について

○議長（上田健一君） 日程第19、同意第6号、氷川町固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

同意第6号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第6号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、町長から議案第53号が、片山裕治君から発議第2号がそれぞれ提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（上田健一君） 追加日程第1、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第53号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

氷川町防災行政無線デジタル化更新整備工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約、契約金額7億4,196万円、契約の相手方、熊本市中央区水道町8番6号、日本電気株式会社熊本支店、支店長 木村雅晴様でございます。

提案理由といたしましては、氷川町防災行政無線デジタル化更新整備工事請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2号の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第53号、工事請負契約の締結について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 防災行政無線、これは、話には何っていましたが、今回、議会に出てきた関係で、これまでの流れが若干わからないのでちょっとお尋ねしたいと思いますが、契約は随契ということになるかというふうに思うんですが、そのとおりなのかどうか。当然、予定価格等もあったと思うんですが、その点からすると、今回、契約金額はどれだけになるのか、その点、まずお聞かせください。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、ただいまの吉川議員の質問にお答えさせていただきます。

契約の方法につきましては随意契約となっておりますが、随意契約になりますまでの前提といたしまして、説明いたしました公募型プロポーザル方式というのを採用いたしております。この公募型プロポーザル方式と言いますのは、単に価格だけ

を契約の決定の方法といたします競争入札とは違いまして、企画力、技術力あるいは提案力、またその会社が有します実績なども含めまして、総合的観点から選定を行うという方法でございまして、併せまして価格も一緒でございませうが、そういったものを総合的に判断して、業者を決定するという方法でございませう。

今回5社からその申し出がありまして、5社につきまして選定委員会のほうでそれぞれの提案を受け、金額も含めまして提案も受け、5社のなかで今回提案いたします日本電気株式会社さんが最有力というところで選定をしたところでございませう。その選定結果に基づきまして、この日本電気株式会社様を相手として、随意契約という方法をとったところでございませう。

また、予定金額につきましては、今回募集をするにおきまして公表いたしました価格が9億2,800万円、これに対しまして提案のあった業者からの金額と協議した結果、今回提案いたしております契約金額につきましては7億4,196万円ということで、約80%になっているというところでございませう。

以上で、お答えといたします。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） もう1点、ちょっとお聞かせください。いわゆる契約の方法として、今ここに書かれている公募型プロポーザル方式による随意契約ということで、一応応募したら5社がきたということですね。その5社のなかから総合的に判断をして、最有力としたということですが、一番のここが最有力だというポイントというのはどういう点だったんでしょうか。併せて、当然のことながら金額だけでいけば金額の高いほうにはいかないと思うんですが、金額も最上位と最下位との金額も併せてお聞かせください。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 各業者の提案金額の資料は持ち合わせておりませんので、時間いただいて、ちょっと資料を取ってきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○6番（吉川義雄君） お願いします。

○議長（上田健一君） 吉川議員、資料、ありますか。

○6番（吉川義雄君） よければ、出してください。初めて聞くので、こういう契約、初めてだから、よければお願いしたいと思います。

一番は、総合的な判断理由とこですね。一番って聞かれても、何で一番ってされたかなという。

○議長（上田健一君） 資料ください。取ってきてください。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） まず、1点目の何をもって最有力と選定したかというご質問でございますが、審査いたしました項目につきましては、提案されましたそれぞれの企業の施工能力、施工能力のなかには会社概要から予定技術者の実績、それと企業の評価実績、そういったものが含まれております。また、提案内容といたしまして、技術提案、保守環境、整備後の運用と提案、それと事業費、そういう部分で審査をいたしております。それぞれに点数があるところでございますが、その全てをトータルして合計点の高かったところということになります。なお、事業費につきましては満点中25点というところで、事業費が一番大きいウエイトを占めているところでございます。

次に、それぞれ提案されました金額でございますが、全5社から提案されました金額につきましては、4億9,356万円から7億9,056万円となっております。今回提案いたしました7億4,196万円につきましては最低金額ではございませんでしたけれども、先ほど言いました総合的な評定に基づきまして同社のほうが最有力候補ということで選定されたところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、何をもって総合的に判断して決めたかのなかで、今言われた、当然、施行能力だとか、実績だとかというのはあって、今、あとのほうで言われた、要するに保守も含めた、全てを含めたところの契約で今回行ったということで理解していいわけですね。当然。

○総務課長（陳野信次君） はい。

○6番（吉川義雄君） はい、わかりました。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

○議長（上田健一君） 追加日程第2、発議第2号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 発議第2号、平成29年12月12日、氷川町議会議長、上田健一様。提出者、氷川町議会議員、片山裕治。賛成者、米村洋議員。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書。氷川町は、熊本県のほぼ中央に位置し、九州縦貫自動車道と宇城氷川スマートインターチェンジや国道3号により、県内はもとより、九州各県とのアクセスが確保されています。また、町内を横断する国道及び県道と幹線町道が連結し、生活産業に大きな役割を果たしておりますが、町道における歩行者の安全確保と安全な車両運行のための整備はまだまだ不十分な状況にあります。

このようななか、昨年4月に発生した熊本地震におきましては、被災した道路により日常生活への影響が発生したことと、主要幹線道路が被災地への人や支援物資の輸送路として機能した両面から道路施設の重要性が再認識され、住民から未整備区間の早期整備を望む声が高まっているところでもあります。

本町では、拠点と軸による町の骨格づくりとして、氷川町道路整備基本計画並びに氷川町通学路安全プログラムなどの計画に基づき、道路整備を推進し、地域住民の安全確保に図っておりますが、そのためには莫大な経費が必要なため、国からの財政支援は必要不可欠です。

しかしながら、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく交付金などの補助率などの嵩上げは、平成29年度までの時限措置となっており、廃止に伴う補助率の低減は、自主財源に乏しい地方自治体にとって危機的な財政状況に陥ることとなります。

そのため、国におかれては、地方が今後も持続的に発展していくために必要な道路を計画的に整備し、国民の安心・安全を確保するために適切に維持・補修を行っ

ていく上で道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保するよう強く要望します。
また、併せて道路財源特法の補助率などの嵩上げ措置について、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件

○議長（上田健一君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣すること
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しま
した。

-----○-----

日程第21 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出
についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りまし
た調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第 2 2、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上田健一君） 日程第 2 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申し出があります。町長、どうぞ。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、全案につきまして円満にご決定をいただきました。誠にありがとうございます。

す。また、本定例会でいただきましたご意見等につきましては、しっかりと受け止めて、これからの町政運営に生かさせていただきたいというふうに思っております。また、ただいまは意見書の採択もいただきました。まさに町政運営を後押しするような意見書の採択でございまして、本当にありがたく思っているところであります。

実は、11月29日に全国町村長大会がございまして、そのなかでもそれぞれの採択を行ったわけでございますが、今回も少し議論になりました財政調整基金、それぞれ各自治体がしっかりと計画を立てて積み増している基金について、国からは「そんなに金があるなら」というようなご意見もあるやに聞いておりますけれども、そんなことは決してないと、このことはそれぞれの自治体に任せてくれというような意見も採択をしたところでありますし、合併特例債につきましても、その期間延長につきまして、特に被災をいたしました私ども熊本県内の被災自治体の合併特例債につきましては、期間延長をお願いしたいということも特別採択で行わせていただいたところであります。そういった国、県をお願いするところは、しっかりこれからも物申してまいりたいというふうに思っているところであります。

先日の一般質問にもございました。私も議員の皆様方も無投票で当選を果たしたわけでありまして、まさに信頼のもとに付託を受けたわけでありまして、その責任の重さは大きく、それぞれの責務を果たしていかなければならないというふうに思っているところであります。そういったなかで無投票でございましたので、選挙公報が配布をされておられません。皆様方の所信あるいはマニフェストというものを全ての町民の皆様方がご存じないわけございまして、それぞれ支持者の皆様方は十分ご承知でございましょうが、その点につきましては少し工夫する必要があるのかなというふうに思っております。私につきましても、幸い後援会に組織がございまして、後援会だよりのなかで3期目に対します所信あるいはマニフェスト、いわゆるお約束につきましては公表をさせていただきました。全世帯に配布をさせていただいたところであります。そういったことを思いますと、皆様方の個々の所信、マニフェストにつきましては、直近の議会だよりでぜひ町民の皆様方にお知らせをいただければなという思いでございまして、広報委員会の皆様方にはぜひそのことをご検討いただきまして、できましたらそれぞれのマニフェストを、お約束を4年間の、町民の皆さん方とやっていただければなということをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

まちづくりの主役は、何と言いましても町民の皆様でございまして、私ども行政、議会はその後押しをしていかななくてはなりませんし、あるいは先頭に立って進めていかなければなりません。そういった意味では、町民の皆様方のそれぞれの顔の見える、そして一人一人の声を大切にする氷川町の町政運営をこれからも一緒に進め

てまいりたいというふうに思っております。

何と言いましても熊本地震からの復興が最優先でございまして、そのことにつきましては、これからもしっかり力を注いでいきたいというふうに思っておりますし、皆様方とお約束をいたしました五つの事業につきましても、しっかりと計画性をもって、そして実行性をもって進めてまいりたいというふうに思っております。安心して暮らせ、幸せを実感できる町の実現に向けまして、これからも皆様方と共にしっかり頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞこれからもご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。

寒さが増しております。どうぞご自愛の上、それぞれご活躍されることをご祈念申し上げます、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田健一君） これで会議を閉じます。

平成29年第6回氷川町議会定例会を閉会します。

どうも皆様、お疲れ様でした。これで終わります。

-----○-----

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 河 口 涼 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏